# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月10日

【会社名】 株式会社オルトプラス

【英訳名】 AltPlusInc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 С Е О 石井 武

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4577-6701

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼財務・経理部長 竜石堂 潤一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4577-6701

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼財務・経理部長 竜石堂 潤一

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 一般募集 940,966,000円

> 引受人の買取引受による売出し 1,573,990,000円

> オーバーアロットメントによる売出し 383,900,000円

> (注) 1.募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年2 月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所におけ る当社普通株式の終値を基準として算出した見込 額であります。

> > ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額 にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価 額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集 における発行価格の総額は上記の金額とは異なり

2.売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年2 月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所におけ る当社普通株式の終値を基準として算出した見込 額であります。

1.今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式 について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金 融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取 引が行われる場合があります。

2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市 場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引 所であります。

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	520,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社 における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 平成26年3月10日(月)開催の取締役会決議によります。
  - 2.本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 3.一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成26年3月10日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村 證券株式会社を割当先とする当社普通株式200,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)
- 4.一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

#### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)	
株主割当			-	
その他の者に対する割当	-	-	-	
一般募集	520,000株	940,966,000	470,483,000	
計(総発行株式)	520,000株	940,966,000	470,483,000	

- (注)1.全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
  - 2.発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
  - 3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
  - 4.発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未2 . 定 (注) 1 年 (注) 2	未定 (注) 1 . 2 .	未定 (注) 1 .	100株	自 平成26年3月20日(木) 至 平成26年3月24日(月) (注)3.	1株につき格ででは、1株にでは、1株にでは、1株にでは、14株では、14株では、14株では、14株では、14株では、14株にできる。 14株にできる。 14株にできる。 14株にできる。 14株にできる。 14株にできる。 14株にできる。 14株にできる。 14株には、14kには、14株には、14kには、1	平成26年3月27日(木)

(注) 1.日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://www.altplus.co.jp/ir\_news)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2.前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3.申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年3月14日(金)から平成26年3月19日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までを予定しております。

したがいまして、申込期間は、

発行価格等決定日が平成26年3月17日(月)の場合、「自 平成26年3月18日(火) 至 平成26年3月19日 (水)」

発行価格等決定日が平成26年3月18日(火)の場合、「自 平成26年3月19日(水) 至 平成26年3月20日 (木)」

発行価格等決定日が平成26年3月19日(水)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意下さい。

- 4 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6.申込証拠金には、利息をつけません。

7.株式の受渡期日は、平成26年3月28日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## (3)【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号	
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目15番 1 号	

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	468,000株	1 . 買取引受けによります。 2 . 引受人は新株式払込金と
大和証券株式会社	  東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 	15,600株	して、払込期日に払込取 扱場所へ発行価額と同額 を払込むことといたしま
みずほ証券株式会社	   東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 	15,600株	す。 3.引受手数料は支払われま
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	15,600株	せん。ただし、一般募集 における価額(発行価 格)と発行価額との差額
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,200株	は引受人の手取金となります。
計		520,000株	

# 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
940,966,000	12,000,000	928,966,000	

- (注) 1 . 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
  - 2.払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額928,966,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限358,910,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,287,876,000円について、子会社ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.への業務委託費として平成26年9月期下期(平成26年4月以降平成26年9月末迄)に215百万円、平成27年9月期(平成26年10月以降平成27年9月末迄)に863百万円充当し、残額が生じた場合には、平成28年9月期以降(平成27年10月以降)の同社への業務委託費に充当する予定であります。

同社への業務委託の具体的な内容につきましては、当社グループが現在サービスを提供しているソーシャルゲーム運営業務の委託及び新規ソーシャルゲームの開発の一部委託(マルチプラットフォーム対応等)、並びに当社以外の会社から当社が受託したソーシャルゲームの開発・運営業務等の委託になります。同社においては、当社からの当該業務の受託で得られた資金について、同社における開発・運営体制の整備等に係る人件費及び地代家賃等の運転資金への充当を予定しております。

当社はゲームタイトル及び提供プラットフォーム毎に開発・運営チームを組織しており、これまでは限られた日本人エンジニアの人的リソースの中で、開発・運営を行ってまいりましたが、ソーシャルゲームの仕様上、サービス提供開始後も永続的に運営業務が発生するため、既存ゲームタイトルのサービスが停止されない限り、ゲームタイトルの新規提供には新たなエンジニア等を継続的に採用し、開発・運営チーム数を増やしていく必要があります。こうした企業成長に向けたビジネスモデル上の課題に加え、国内における優秀なエンジニアの採用競争の激化、且つ日本人エンジニアの人件費が東南アジア諸国と比すと割高な状況を踏まえ、当社が今後も日本国内の人的リソースに限定された業容拡大策(新規タイトルの継続的リリース、量産化)のみを追求した場合、国内だけではなくグローバルな企業競争力を損なう結果に繋がると考えております。そうした課題に取り組むため、開発・運営リソースの確保とコスト競争力向上を目指し、当社はベトナムに海外開発・運営拠点となる子会社ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.を平成25年9月に設立いたしました。ベトナムは親日国家であり、勤勉な国民性を有するとともに、国策としてITエンジニアの育成に注力しているため、若くて優秀なソフトウエア技術者が豊富であり、また平均的な人件費も日本と比べ割安なため、ソフトウエア開発分野での優秀な人材の確保及びコスト競争力の向上が十分に見込まれます。

今回の資金調達により、同社において積極的に現地エンジニアの採用を行い、質の高い開発・運営体制を整備し、当社グループとしての開発・運営ラインの拡充を進めることで、新規タイトルの継続的リリース及び量産化、また新たな収益源として当社グループによる開発・運営業務等の受託が可能になり、当社グループの企業価値向上に繋がると考えております。

# 第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
			東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合 400,000株
 	820,000株		東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 1 号 みずほキャピタル第 3 号投資事業有限責任組合 200,000株
自进怀以	020,000474	1,573,990,000	神奈川県川崎市高津区 石井 武 200,000株
			東京都世田谷区 - 鵜川 太郎
			20,000株

(注) 1.一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主 幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 2.一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3.振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4.売出価額の総額は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
(発日京お株の終は立値1.格数条注行の証け式終値、つ)の(切件注行の証け式終値、つ)の(切件を対するの値のそ直に乗円てしまります。)まずでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	未定 (注) 1 . 2 .	自 平成26年 3月20日(木) 至 平成26年 3月24日(月) (注)3.	100株	1つ出とのに売格一額	右商業店国 記品者及 を 融引本全店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずば証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMBC日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社SBI証券	(注)4.

(注) 1.日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.altplus.co.jp/ir\_news)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2.前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3.株式の受渡期日は、平成26年3月28日(金)であります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年3月14日(金)から平成26年3月19日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までを予定しております。

したがいまして、申込期間は、

発行価格等決定日が平成26年3月17日(月)の場合、「自 平成26年3月18日(火) 至 平成26年3月19日 (水)」

発行価格等決定日が平成26年3月18日(火)の場合、「自 平成26年3月19日(水) 至 平成26年3月20日(木)」

発行価格等決定日が平成26年3月19日(水)の場合は上記申込期間のとおり、 となりますのでご注意下さい。 4.元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人 の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	738,000株
大和証券株式会社	24,600株
みずほ証券株式会社	24,600株
SMBC日興証券株式会社	24,600株
株式会社SBI証券	8,200株

- 5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
- 7. 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8.株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	200,000株	383,900,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1.オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取機算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.altplus.co.jp/ir\_news)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3.売出価額の総額は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

# 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1 .	自 平成26年3月20日(木) 至 平成26年3月24日(月) (注)1.	100株	1 株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注) 1.株式の受渡期日は、平成26年3月28日(金)であります。

売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

- 2.申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 3.申込証拠金には、利息をつけません。
- 4.株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座で の振替えにより行われます。

# 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成26年3月10日)現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、平成26年3月28日(金)に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、200,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年3月10日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式200,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成26年4月22日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成26年4月15日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、上記当社株主から借入れた株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得 した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数

当社普通株式 200,000株

(2) 払込金額の決定方法

発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における 発行価額と同一とする。

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 割当先

(5) 申込期間(申込期日)

(6) 払込期日

(7) 申込株数単位

2.シンジケートカバー取引期間は、

野村證券株式会社

平成26年4月21日(月)

平成26年4月22日(火)

100株

EDINET提出書類 株式会社オルトプラス(E27280) 有価証券届出書(組込方式)

発行価格等決定日が平成26年3月17日(月)の場合、「平成26年3月20日(木)から平成26年4月15日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月18日(火)の場合、「平成26年3月21日(金)から平成26年4月15日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月19日(水)の場合、「平成26年3月25日(火)から平成26年4月15日(火)までの間」

となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、石井武及び鵜川太郎は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当 社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与され た有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨 合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部 もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

# 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。





- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。
- 1.募集又は売出しの公表後における空売りについて
  - (1)金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に 関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しにつ いて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有 価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につ き取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2) 又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券に より当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。
  - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行 うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることが できません。
    - \* 1 取引等規制府令第15条の 5 に定める期間は、平成26年 3 月11日から、発行価格及び売出価格を決定したことによ る有価証券届出書の訂正届出書が平成26年3月17日から平成26年3月19日までの間のいずれかの日に提出され、 公衆の縦覧に供された時までの間となります。
    - \*2取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
      - ・先物取引
      - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
      - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
    - \*3取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。
- 2.今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同 じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本 組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人 の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメン トによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決 定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日ま での期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.altplus.co.jp/ir\_news)(以下「新聞等」と いう。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場 合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等 の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付 され、新聞等による公表は行いません。
- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社概要」から「4 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたし ます。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。 詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

# 1 会社概要



会 社 名 株式会社オルトプラス/AltPlusInc.

設立/決算期 平成22年5月6日/9月決算

所 在 地 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

資 本 金 704,000千円 (平成25年12月末現在)

従 業 員 数 144名 (平成25年12月末現在/派遣社員・アルバイトを除く)

発行済株式総数 8,000,000株 (平成25年12月末現在)

取 締 役 代表取締役CEO 石 井 武

取締役СОО 鵜川太郎

取締役CTO 正法地 智 也

取締役CFO 竜石堂 潤 一

取締役本田浩之(社外)

監 査 役 常勤監査役 小田香織

監 査 役 限元 慶幸

監 査 役 小 林 壮 太

# 2 沿革



設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年 月	派る経料は以下のこのりであります。 事 項
平成22年5月	東京都渋谷区において、ソーシャルゲーム 🕬 の企画、開発及び運営を目的として株式会社オルトブラス(資本金500万円)を設立
平成22年7月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目7番14号に移転
平成22年8月	グリー株式会社「GREE」向けソーシャルゲーム「ダービーズキングの伝説」をリリース
平成22年12月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目 1番12号に移転
平成23年10月	「GREE」向けソーシャルゲーム「バハムートブレイブ」をリリース
平成24年5月	株式会社ネクソン及び株式会社ドリコムとの協業により、「GREE」向けソーシャル ゲーム「メイブルストーリーブレイブモンスターズ」をリリース
平成24年6月	本社を東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号に移転
平成24年7月	「GREE」向けソーシャルゲーム「精霊ファンタジア」をリリース
平成24年9月	グリー株式会社と業務提携契約を締結
	株式会社スクウェア・エニックスとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム 「エンベラーズ サガ」をリリース
5	株式会社パンダイナムコゲームスとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム 「サモンナイト コレクション」をリリース
平成24年10月	株式会社パンダイナムコゲームスとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム 「エウレカセブン ワールドブレイブ」をリリース
	「GREE」向けソーシャルゲーム「神姫覚醒 ブレイドブレイブ」をリリース
平成25年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
	グリー株式会社との合弁で株式会社オルトダッシュを設立
平成25年4月	グリー株式会社との協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム「聖闘士星矢 アルティメットウォーズ」「キングダムー春秋戦国大戦ー」をリリース
平成25年6月	PCブラウザゲーム「ダービーゲート」をリリース
平成25年7月	グリー株式会社との協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム「三国志ギルドカー ニバル」をリリース
平成25年8月	Emagine Co.,Ltd. (韓国) と資本業務提携を締結
平成25年9月	株式会社パンダイナムコゲームスとの協業により、iOS及びAndroid端末向けネイティ プアブリ (ロン)「スーパー戦隊パトベース」をリリース
平成25年9月	ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd,(ベトナム社会主義共和国)を設立
平成25年11月	株式会社スクウェア・エニックスとの協業により、「mobage」及び「dゲーム」向け ソーシャルゲーム「エンベラーズ サガ」をリリース
	株式会社バンダイナムコゲームスとの協業により、「mobage」向けソーシャルゲーム 「サモンナイト コレクション」をリリース
平成25年12月	株式会社ORATTAとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム「三国志レイヴ」 をリリース
	株式会社カエルエックスとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム「変・身・ 少・女メタモルメイデン」をリリース

 <sup>(</sup>注) 1. ソーシャルネットワーキングサービス(「SNS」)をブラットフォームとし、利用者向土の繋がりや交流関係を活かしたゲームの総称
2. Google Inc.が適苦する「Google Play」やApple Inc.が適苦する「App Store」等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するアプリケーション

# 3 事業の内容

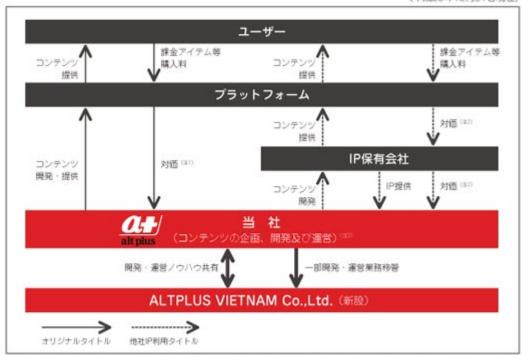


当社グループ (型) は、国内SNS運営事業者が提供するプラットフォーム (型) や、Google Inc.及び Apple Inc.が運営する各アプリマーケットにおいて、ソーシャルゲームを提供するソーシャルゲーム事業を行っております。当社グループのソーシャルゲームは、ユーザーの趣味や余暇の充実を図るとともに、ソーシャルグラフ (型) の活用によりユーザー同士のコミュニケーションを一層拡充・深化させることを目的としております。当事業においては、主にグリー株式会社が運営する「GREE」(以下、「GREE」という。)、Apple Inc.が運営する「App Store」及びGoogle Inc.が運営する「Google Play」においてソーシャルゲームを提供しております。

ソーシャルゲームは、これまでの家庭用ゲーム専用機のタイトルとは異なり、ユーザーが短時間で気軽に楽しめるゲームであり、月額基本料無料、一部アイテム課金制 はでを採用するタイトルが主流となっており、当社グループが提供しているソーシャルゲームにつきましても同様の仕組みでサービスを提供しております。また、ソーシャルゲームの開発に際しては、「オリジナルタイトル」の制作だけではなく、アニメや漫画等の、ユーザー認知度の高いキャラクター等のIP はでを有する他社との協業により、IPを利用したソーシャルゲーム(以下、「他社IP利用タイトル」という。)の制作を行っております。

- (注) 1. 当社及びALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.。開発・運営体制の拡充を目的とし、平成25年9月にALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.を設立し、開発・運営業務を一部移費しております。
  - 2. ソーシャルゲーム等を提供する際の主台・基盤として利用されるSNSのこと
  - 3. Web上におけるユーデーの曖昧、嗜好等を踏まえた相関関係やそのつながり、結びつきのこと
  - 4. 無料で入手することが可能であるアイテムやカード等を、ゲームを有利に達めるために有料で提供すること
  - 5. Intellectual Property: 著作權等の知的財産權

(平成25年12月31日現在)



- (注) 1.ユーザーの課金額から決済手数料及びブラットフォーム手数料(※) を差引いた金額が、SNS適苦事業者及びアブリマーケット運営事業者 (以下、「ブラットフォーム運営事業者」という。) から当社へ支払われます。
  - 水ブラットフォーム運営事業者による代金回収代行業務及び課金売上管理業務に対する手数料
  - ユーザーからの鍵金額から決済手数料及びブラットフォーム手数料を差引いた金額が、ブラットフォーム運営事業者からP保育会社へ支払われ、当社の配分類はP保育会社より支払われます。
  - 3. コンテンツの企画 関発及び運営は、主として当社が行っております。

# 当社グループが提供する主なタイトル

### **■オリジナルタイトル**

オリジナルタイトルは、広告宣伝費やゲーム内で使用するグラフィックカードの制作費等を当社で負担する必要がありますが、当社に対する収益分配率は高くなります。また、当社にて一貫した開発を行えることから新規のゲームシステムを短期間で開発することができ、変化の激しいユーザーの嗜好へ対応しやすくなります。このため研究開発や開発・運営ノウハウの蓄積といった観点からオリジナルタイトルを継続して開発、運営していくことは重要であると考えております。

#### ▶主な当社オリジナルタイトル



- (注) 1.「GREE」へ提供されたアプリの中から、累計コイン消費額、ユーザー数、ユーザーのアプリ利用状況などを総合的に判断して優れているアプリを表彰するもの
  - 2. カードの収集や、カードを使用した対戦を行いながら、ユーザーが冒険を進めていくタイプのゲーム
  - 3. 当社で確怠している自社ブラットフォーム

# 図他社IP利用タイトル

著名なアニメや漫画、家庭用ゲームタイトル等の有力なIPは、既にユーザーの認知度が高いことから、サービスの開始直後から一定の登録者数を見込むことができます。収益分配率については、IP保有会社への分配があるため、オリジナルタイトルと比べ低くなりますが、IP保有会社と協力して、各種メディア等への広告宣伝や、ゲーム内で使用するグラフィックの制作等を実施することにより、プロモーションコストを抑えることが可能であるため、今後も総続的に取り組んでいく必要があると考えております。

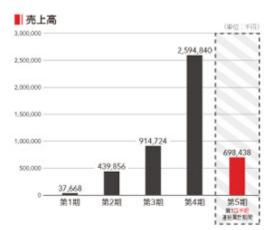
#### ▶主な他社IP利用タイトル

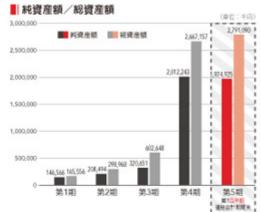


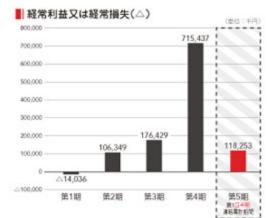
〈注〉総登録者数は提供先ブラットフォーム全ての延べ登録者数であります。

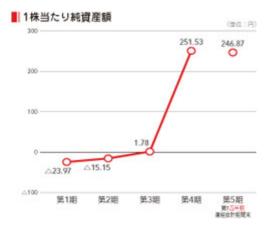
# 4 業績等の推移



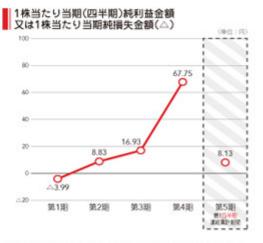












- 〈注〉1. 当社は平成24年11月7日付で普通株式1株につき1,000株、平成25年12月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記「1株当たり発資産額」及び「1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第1期の期間に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の指移を掲げております。
  - 2. 当社は第5期第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

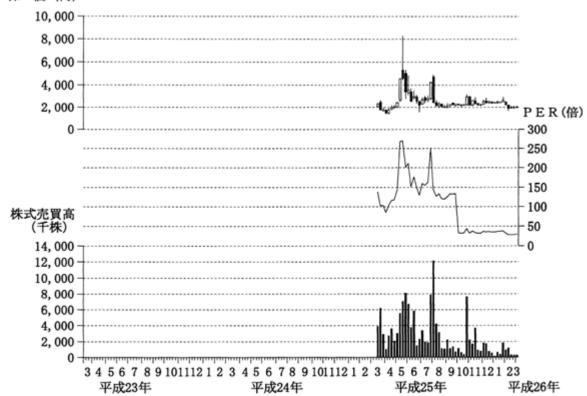
### [株価情報等]

1【株価、PER及び株式売買高の推移】

平成25年3月14日から平成26年2月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、PER及び株式 売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成25年3月14日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、 PER及び株式売買高については該当事項はありません。

## 株 価(円)



- (注) 1. 当社は平成25年12月15日付で普通株式 1 株を 2 株とする株式分割を行っており、株価、 P E R 及び株式売買高の 推移(週単位)については、下記(注) 2. 乃至 4. に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしており ます。
  - 2.・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。 なお、平成25年12月15日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値を株価と しております。
    - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
    - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
  - 3. PERの算出は、以下の算式によります。

PER(倍) = 週末の終値 1株当たり当期純利益

- ・週末の終値については、平成25年12月15日付株式分割の権利落ち前の終値については、当該終値を2で除して 得た数値を週末の終値としております。
- ・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

平成25年3月14日から平成25年9月30日については、平成25年2月6日提出の有価証券届出書の平成24年9月 期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用。

平成25年10月1日から平成26年2月28日については、平成25年9月期有価証券報告書の平成25年9月期の財務 諸表の1株当たり当期純利益(平成25年12月15日付株式分割が期首に行われたと仮定して算定)を使用。 4.株式売買高については、平成25年12月15日付株式分割の権利落ち前は、当該株式売買高に2を乗じて得た数値を株式売買高としております。

# 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年9月10日から平成26年2月28日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者) の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等保有割 合(%)
アント・キャピタル・ パートナーズ株式会社	平成25年11月11日	平成25年11月15日	変更報告書	680,000	17.00
アント・キャピタル・ パートナーズ株式会社	平成25年11月20日	平成25年11月22日	変更報告書	600,000	15.00

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

# 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

# 第三部【追完情報】

# 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日 以後本有価証券届出書提出日(平成26年3月10日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリ スク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年3月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年3月10日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成25年12月25日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成25年12月20日開催の当社第4回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成25年12月20日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ.期未配当に関する事項当社普通株式1株につき、金27.5円 総額110,000,000円

口. 効力発生日平成25年12月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

- イ.事業目的の一部追加を行うものであります。(変更案第2条)
- 口. あらかじめ取締役会が定めた取締役が株主総会の招集権者及び議長にあたるよう変更するとともに、株主総会における監査役の選任決議の定足数を緩和する旨の規定に変更するものであります。(変更案第14条及び第32条)
- ハ.今後の業容拡大に応じた機動的な業務執行や取締役会の運営の円滑化を目的として修正を行う ものであります。(変更案第23条)

### 第3号議案 取締役5名選任の件

石井武、鵜川太郎、正法地智也、竜石堂潤一、本田浩之を、取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	24,571	46	0	(注1)	96.66%	可決
第2号議案	24,565	55	0	(注2)	96.63%	可決
第3号議案				(注3)		
石井 武	24,563	54	0		96.63%	可決
鵜川 太郎	24,567	50	0		96.65%	可決
正法地智也	24,566	51	0		96.64%	可決
竜石堂 潤一	24,566	51	0		96.64%	可決
本田 浩之	24,566	51	0		96.64%	可決

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
  - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算しておりません。

(平成26年3月10日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年3月10日の取締役会において、当社の主要株主の異動を伴う当社株式の募集及び売出しを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前 (平成26年 3 月10日現在)	12,000個 (1,200,000株)	15.01%
異動後	8,000個 (800,000株)	9.40%

- (注)1.議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 5,000株
  - 2. 異動前の総株主の議決権等の数に対する割合は、平成25年12月14日現在の総株主の議決権の数79,950個(平成25年12月15日付の株式分割反映後の個数)を基準に算出しております。
  - 3. 異動後の総株主の議決権等の数に対する割合は、平成26年3月10日開催の当社取締役会において決議した一般募集の払込期日である平成26年3月27日に増加した議決権の数5,200個を加算した総株主の議決権の数85,150個を基準に算出しております。
  - 4. 当社は平成25年12月15日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、上記(注)1及び2の発行済株式総数から控除した株式数及び総株主の議決権の数は、平成25年12月14日現在において当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。
  - (3) 当該異動の年月日

平成26年3月28日(金)

(4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額、発行済株式総数及び総株主等の議決権の数

資本金の額 704,000千円

発行済株式総数 普通株式 8,000,000株 総株主等の議決権の数 79,950個

# 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自至	平成24年10月 1 日 平成25年 9 月30日	平成25年12月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第5期第1四半期)	自至	平成25年10月 1 日 平成25年12月31日	平成26年2月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

# 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 1 月31日

株式会社オルトプラス 取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 長島 拓也 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野 開彦 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月20日

## 株式会社 オルトプラス

取締役会 御中

# 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 長島 拓也

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大野 開彦

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 オルトプラスの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年11月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月15日に 株式分割を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オルトプラスの平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社オルトプラスが平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれておりません。